

改正された道路交通法

施行期日

規定	施行期日
違法駐車車両に関する措置等の規定	昭和60年7月25日
初心運転者の受講義務に関する規定	昭和61年1月1日
原付自転車の二段階右折方式に関する規定	昭和61年7月5日
原付自転車の運転者のヘルメット着用義務に関する規定 (自動二輪車のヘルメット着用義務に関する改正部分を含む。)	昭和61年7月5日
その他(シートベルト着用義務に関する規定など)	昭和60年9月1日

改正規定に付される罰則、反則金、点数一覧表

禁止事項	罰則	反則金	行政処分点数
シートベルト着用義務 (運転者、助手席同乗者)	1点(高速道路等走行中の運転者の非着用)
原付自転車運転者のヘルメット着用義務	1点
原付自転車の右折方法	1万円以下の罰金 または料料	2,000円	1点
自動二輪車初心運転者の二人乗り禁止	3万円以下の罰金	4,000円	1点
騒音を生ずる運転等の禁止	1点

LOOK ご案内

周陽地区 交通安全講習会

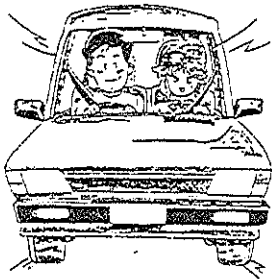
とき 昭和60年10月17日(木)
19:20~

ところ 周陽公民館

※受講後1年以内に免許を更新される方は、この講習を受講すると更新時の講習が免除されます。
多数の出席をお待ちしています。

すべての道路でシートベルトの着用が義務づけられました

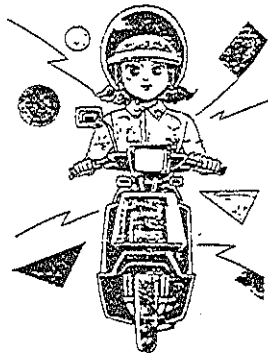
いままでは、高速道路などで運転者はシートベルトを着用し、同乗者に対しても着用させるように努める、といういわゆる努力義務で、違反をしても特段の不利益はありませんでしたが、改正後は、次のようになりました。



- ①運転者は、高速道路などに限らず、すべての道路でシートベルトを着用することが義務づけられました。
 - ②運転者は、助手席同乗者にも着用させるように義務づけられました。
 - ③運転者は、後部座席同乗者にも着用させるように努めなければならないことになりました。
- 罰則……なし。反則金……なし。
行政処分点数……1点(ただし、高速道路などで運転者が非着用の場合のみ。)

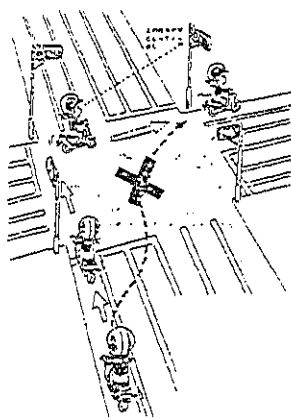
原付自転車もヘルメット着用が義務づけられました

いままでは、「ヘルメットを着用するように努める」という努力義務だけでしたが、改正後は、次のようになりました。



すべての道路について、その着用が義務づけられました。
罰則……なし。反則金……なし。
行政処分点数……1点
(施行は61年7月5日)
(法第71条の3関係)

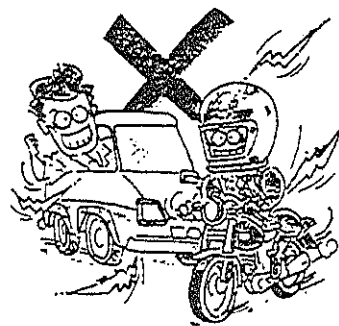
原付自転車の右折のしかたが変わりました



いままでは、どの交差点でも自動車の右折方法(道路の中央に寄ってから交差点の直近の内側を徐行する)と同じでしたが、改正後は、次のようになりました。

原付自転車は、道路標識によって指定された道路および片側3車線以上の道路で交通整理の行われている交差点においては、原則として自転車と同じ右折方法(二段階方式)を行うことになりました。
罰則……1万円以下の罰金または料料
反則金……2,000円
行政処分点数……1点
(法第34条関係)

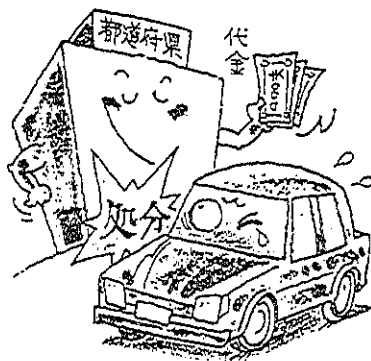
迷惑のかかる騒音運転などは禁止です



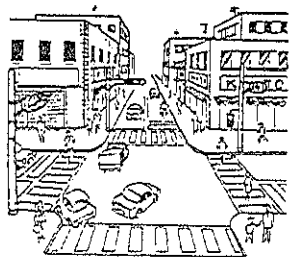
初心運転者の受講義務ができました



違法駐車車両の移動後の措置が変わりました



自動二輪の初心運転者は二人乗りできません



交通安全運動者・功労者表彰
受賞者名簿(敬称略)

(山口県警察本部長賞)
山本 隆 (孝田町六)

中村 一行 (瀬戸見町一〇)

(徳山警察署長賞)
西尾 政恵 (周陽二)

(徳山交通安全協会会長賞)
徳永 泰己 (瀬戸見町一〇)